

足立区在宅要介護者（高齢者）の受入事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護者の支援が必要な在宅の高齢者について、介護者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより支援が受けられなくなったときに、緊急的に保護を行うことにより、高齢者の安全を確保すると共に家庭内・地域内の感染拡大を防止することを目的とする。

（対象者）

第2条 この事業の対象者は、足立区内に居住している要介護認定を受けている概ね65歳以上の高齢者で、介護者が新型コロナウイルスに感染し、他に適切な介護者がいない又は他の支援が受けられず、緊急的に保護の必要があるものとする。

（保護の実施）

第3条 区は前条の対象者に対し、この要綱の規定による保護として、宿泊できる場所を提供し、適切な生活支援を行うものとする。

2 前項の保護は、あらかじめ区と委託契約を締結した施設で行うものとする。

（利用期間）

第4条 この要綱の規定による保護の期間は、原則として10日以内とする。ただし、利用期間の延長に真にやむを得ない事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

（申請）

第5条 この要綱の規定による保護の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、原則として使用施設の利用を希望する日までに足立区在宅要介護者（高齢者）受入事業利用申請書（様式第1号）を区長に提出しなければならない。

（決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった時には、第2条に規定する対象者であるか審査し、施設の状況等を確認の上利用の可否を決定する。

2 前項の規定により利用を承認したときは、利用者に対し足立区在宅要介護者（高齢者）受入事業利用承認書（様式第2号）により、施設の長に対し足立区在宅要介護者（高齢者）受入事業利用承認通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

3 区長は、第2項の規定により利用を不承認としたときは、利用者に対し、その理由を付した足立区在宅要介護者（高齢者）受入事業利用不承認通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

（保護の実施の終了）

第7条 前条第1項による利用の承認を受けた利用者が10日間の保護を経たとき又は当該利用者の介護者が新型コロナウイルスの感染がPCR検査にて陰性であると確認できたときは、保護を終了するものとする。

2 区長は、利用者が前項に該当すると認めた場合は、保護の実施を終了するとともに、

利用者に対しては足立区在宅要介護者（高齢者）受入事業利用終了通知書（様式第5号）により、施設の長に対しては足立区在宅要介護者（高齢者）受入事業利用終了通知書（様式第6号）により、通知する。

（その他）

第8条 この要綱の定めのない事項については、別に定めるものとする。

付 則（2足福包発第1412号 令和2年12月10日区長決定）

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。